



厚生労働省  
広島労働局発表  
令和2年10月26日

担当	広島労働局労働基準部監督課	
	監督課長	横山鉄幸
	特別監督官	三角昭生
	電話 082-221-9242	

## 外国人技能実習生雇用事業場の 平成31年・令和元年監督指導結果

～労働基準関係法令違反が認められたのは58.5%～

広島労働局（局長 中山 明広）は、管内8労働基準監督署が、県内の外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成31年1月～令和元年12月に監督指導（臨検調査等）した結果を取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

### 【平成31年・令和元年監督指導結果の概要】

- 1 監督対象655事業場の58.5%<sup>※</sup>（383事業場）に、何らかの労働関係法令違反が確認されました。  
※ 全国平均71.9%
- 2 主な違反の内容は、安全衛生基準に係る措置義務、労働時間に関するもの、割増賃金の支払に関するもの、賃金の支払、労働条件の明示（雇入時）、就業規則に関するもの等です。
- 3 外国人技能実習生に関する重大・悪質な労働基準法令違反として送検した事案はありません。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通じて技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。

広島県内の外国人技能実習生の人数は17,154人で全国4位です（厚生労働省 令和2年1月31日付け『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）より）。国籍別では、ベトナムが最も多く8,688人、次いで中国3,509人、フィリピン2,443人の順となっています（広島労働局 令和2年1月31日付け『外国人雇用状況』の届出状況（令和元年10月末現在）より）。

実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が、依然として存在しています。

広島労働局と各労働基準監督署では、監督指導や集団指導の実施等により、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応していきます。

## 1 外国人技能実習生雇用事業場に対する監督指導結果（過去3年間）

	平成 29 年	平成 30 年	平成31年・令和元年
監督指導事業場数	378	549	655
違反事業場数	261	374	383
違反率（％）	69.0%	68.1%	58.5%
全国違反率（％）	70.8%	70.4%	71.9%

（注）違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

## 2 違反の内訳（平成31年・令和元年）

## （1）主な違反内容

主な違反内容		違反事業場数（違反率）
安全基準※ <sup>1</sup>		128（19.5%）
労働時間（労基法第32条・40条）		98（15.0%）
衛生基準※ <sup>2</sup>		62（9.5%）
労働条件の明示（労基法第15条）		47（7.2%）
就業規則（労基法第89条）		46（7.0%）
割増賃金の支払（労基法第37条）		68（10.4%）
健康診断（安衛法第66条）		37（5.6%）
寄宿舍関係（労基法第96条）	安全基準	11（1.7%）
	衛生基準※ <sup>3</sup>	4（0.6%）
賃金の支払（労基法第24条）		59（9.0%）
賃金台帳（労基法第108条）		37（5.6%）
最低賃金の支払（最低賃金法第4条）		28（4.3%）
法令等の周知義務（労基法第106条）		23（3.5%）

※<sup>1</sup> 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※<sup>2</sup> 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

※<sup>3</sup> 食堂・炊事場・浴場等の清潔を保持するための措置

## （2）主要業種別の違反状況

業種	違反事項（違反率）
輸送用機械製造業（121事業場）	安全基準（40.5%）衛生基準（24.8%）労働時間（21.5%）
金属製品製造業（53事業場）	安全基準（43.4%）労働時間（30.2%）衛生基準（28.3%）
食料品製造業（43事業場）	安全基準（34.9%）労働時間（32.6%）割増賃金（25.6%）

### 3 違反例

(1) 36 協定の特別条項で定めた時間外労働の時間数及び延長回数（月 80 時間・年 6 回）を超える時間外労働を行わせたもの（労働時間）。

(2) 失踪した外国人技能実習生に対し、賃金を支払っていなかったこと（賃金の支払）。

賃金控除に関する労使協定の対象外の費用を賃金から控除し、賃金を全額支払っていなかったもの（賃金の支払）。

(3) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、算定基礎賃金に算入しなければならない賃金を算入せず計算し、法定計算額を下回る割増賃金を支払っていたもの（割増賃金の支払）。

外国人技能実習生に対し、広島県最低賃金（当時の時間額 871 円）を下回る賃金を支払っていたもの（最低賃金の支払）。

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（当時の時間額 902 円）の適用を受ける外国人技能実習生に対し、同最低賃金額を下回る賃金を支払っていたもの（最低賃金の支払）。

(4) 外国人技能実習生を寄宿させている事業附属寄宿舎について、出入口の戸が引戸ではなく、非常用設備が設けられておらず、廊下の幅等が法定基準を満たしていなかったもの（寄宿舎関係：安全基準）。

(5) 外国人技能実習生に、つり上げ荷重 5 トン未満のクレーンの運転の業務、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務、研削といしの取り換え又は取替え時の試運転の業務を行わせる際、法定の特別教育を行っていなかったもの（安全基準）。

外国人技能実習生が使用する機械の回転軸等について安全措置を講じていなかったもの（安全基準）。

- (6) 労働安全衛生法で定めた健診項目の一部項目について、定期健康診断を実施していなかったもの（健康診断）。
- (7) 健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見がある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったもの（健康診断）

## 4 監督指導事例

### 事例1 (その他の金属製品製造)

- 1 フィリピン人技能実習生6名を使用する事業場。
- 2 フィリピン人技能実習生について、36協定で定めた特別条項の時間外労働時間数(月80時間)及び延長回数(6回)を超える時間外労働が認められた。
- 3 36協定の特別条項に基づき、限度時間(1か月45時間)を延長する際、事前手続きを行っていなかった。

### 臨検監督により把握した事実と労基署の指導


- 1 外国人技能実習生について、36協定で定めた特別条項の時間外労働時間数(月80時間)を超える時間外労働(最長月102時間)が認められた。また、特別条項の延長回数(年6回)を超え、1か月45時間超の時間外労働を行わせていた。
- 2 36協定の特別条項に基づき、限度時間を延長する際、事前に同協定で定める手続きを行っていなかった。



### 労働基準監督署の対応

- ① 労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告。
- ② 特別条項付き36協定の不適切な運用について、原因分析、再発防止対策の検討を指導。
- ③ 時間外・休日労働を月80時間以内となるための具体的方策を検討し、実施するとともに、月45時間以内への削減に努めるよう指導。

#### 36協定の特別条項

 臨時的な特別な事情があるため、限度時間(月45時間・年360時間)を超えて時間外労働させる必要がある場合には、さらに「特別条項」を協定し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

特別条項は、1か月の時間外労働・休日労働の合計時間数(100時間未満)、1年の時間外労働時間(720時間以内)、限度時間を超えることができる回数(年6回以内)で、限度時間を超えて労働させる場合における手続等を協定する必要があります。

## 事例2 (その他の水 産業)

- 1 ベトナム人・インドネシア人技能実習生7名を使用する事業場。
- 2 事業附属寄宿舍について、寄宿舍規則の未届出、出入口の戸の構造、非常用設備の未設置等の違反が認められた。
- 3 賃金台帳を法定の期間保存していない違反が認められた。

### 臨検監督により把握した事実と労基署の指導

事業附属寄宿舍について、以下の事実が認められた。

- 1 技能実習生が寄宿する寄宿舍規則を労働基準監督署長に届出していなかった。
- 2 寄宿舍の廊下から屋外に通ずる出入口の戸を外開戸又は引戸にしていなかった。
- 3 火災等を居住者に知らせるベル・拡声器等の設備を設けていなかった。
- 4 賃金台帳を法定の3年間保存していなかった。



### 労働基準監督署の対応

- ① 上記1について、労働基準法第95条(事業附属寄宿舍規程第1条の2)違反を是正勧告。
- ② 上記2について、労働基準法第96条(事業附属寄宿舍規程第13条)違反を是正勧告。
- ③ 上記3について、労働基準法第96条(事業附属寄宿舍規程第13条の2)違反を是正勧告。
- ④ 上記4について、労働基準法第109条違反を是正勧告。